

## 名古屋大学医学部附属病院における製剤見本の取り扱いについて

### 1) 製剤見本の定義

- ①医療担当者が当該医療用医薬品の使用に先立って、剤型及び色、味、におい等 外観的特性について確認することを目的とするもの。
- ②患者を指導することを目的とするもの。
- ③医療機器の動作確認を目的とするもの。

### 2) 製剤見本の取り扱い

《外観的特性について確認することを目的とするもの》

- 原則として、情報提供終了後は 製剤見本を回収する。
- 製剤見本を職員へ提供した場合は、提供後 1 週間以内に、製薬会社の担当者が指定書式の製剤見本提供報告書を薬剤部へ提出する。
- 提供量は、製剤見本の目的に応じた必要最小限とする。医療従事者 1 名につき 1～2 個(包装)とし、反復提供しないこととする。

《患者を指導することを目的とするもの ・ 医療機器の動作確認を目的とするもの》

- 薬剤部を通して提供する。
- 提供の際は、指定書式の製剤見本提供報告書も添付する。

(個人ではなく各部門・部署で管理します。製剤見本には「患者指導用」または「医療機器動作確認用」ラベルを貼付します。また、提供元、提供日、本数、LOT 番号、使用期限等を記載した「製剤見本管理一覧表」にて管理します。)

ご質問・お問い合わせは 薬剤部薬品情報室まで

Tel: 052-744-2680 (直通) Mail: [drug-information@med.nagoya-u.ac.jp](mailto:drug-information@med.nagoya-u.ac.jp)